

<各種控除の計算方法>

※控除を受けるには証明書等の提示が必要です。

※⑰～⑳までの控除の判定は令和7年12月31日の現況によります。

○社会保険料控除

国民健康保険や国民年金、後期高齢者医療制度、介護保険等の社会保険料を支払った場合に控除されます。

⇒控除額：支払金額（⑬）

○小規模企業共済等掛金控除

小規模共済等掛金、個人型確定拠出年金、心身障害者扶養共済掛金などがある場合に控除されます。

⇒控除額：支払金額（⑭）

○生命保険料控除

生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の支払いがある場合に控除されます。

⇒控除額：以下の表に基づき算出してください。（⑮）

	本年中に支払った保険料	控 除 額
新契約 生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料 （平成24年1月1日以後に締結された契約）	12,000円以下	支払保険料全額
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
	32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
	56,000円超	一律28,000円
旧契約 生命保険料 個人年金保険料 （平成23年12月31日以前に締結された契約）	15,000円以下	支払保険料全額
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円
	70,000円超	一律35,000円

生命保険料(新契約)の計算額	①	個人年金保険料(新契約)の計算額	④	介護医療保険料の計算額	㉟
生命保険料(旧契約)の計算額	②	個人年金保険料(旧契約)の計算額	⑤	生命保険料控除額 ＝㉠+㉡+㉢ (限度額70,000円)	
①+② (限度額28,000円)	③	④+⑤ (限度額28,000円)	⑥		
②と③のいずれか大きい額	㉠	⑤と⑥のいずれか大きい額	㉡		

○地震保険料控除

地震保険もしくは、旧長期損害保険の保険料または掛金がある場合に控除されます。

⇒控除額：以下の表に基づき算出してください。（⑯）

区 分	本年中に支払った保険料	控 除 額
地震保険料	50,000円以下	支払保険料×1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
地震保険料と 旧長期損害保険料の両方	地震保険料と旧長期損害保険料のそれぞれを 計算した金額の合計(限度額25,000円)	

○寡婦控除・ひとり親控除

寡婦・ひとり親であり、合計所得が500万円以下の場合に控除されます。

⇒控除額：右上の表のとおり（⑰⑱）

区 分	要 件	控 除 額
寡婦	・夫と死別した方や夫が生死不明の方で、扶養親族なし、または『子』以外の扶養親族あり ・夫と離婚後再婚していない方で『子』以外の扶養親族あり	26万円
ひとり親	性別や婚姻歴の有無にかかわらず、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする『子』あり	30万円

※ひとり親控除は事実婚の場合受けることはできません。

※生計を一にする子のうち、他の方の扶養親族になっている方は除きます。

○勤労学生控除

あなたが学生や生徒の方で、令和7年中の合計所得金額が85万円以下で、自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合に控除されます。

⇒控除額：26万円（⑲）

○障害者控除

あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合に控除の対象となります。

※老人ホームなどに入所している場合は同居を常としているとはいえません。

⇒控除額：以下の表のとおり（㉑）

区 分	控 除 額
障害者	26万円
特別障害者	30万円
同居特別障害者	53万円

○配偶者(特別)控除

申告者の所得が1,000万円以下かつ、生計を一にする配偶者の所得が58万円以下の場合は配偶者控除となります。配偶者の所得が58万円超から133万円以下の場合は配偶者特別控除の適用があります。

⇒控除額：以下の表のとおり（㉒㉓）

		申告者の合計所得金額			
区 分	合計所得金額		900万円以下	900万超 950万円以下	950万超 1000万円以下
配偶者控除	58万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円
		70歳以上	38万円	26万円	13万円
配偶者 特別控除	58万円超	100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超	105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超	110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超	115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超	120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超	125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超	130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円
		133万円超	0円	0円	0円

○扶養控除

申告者と生計を一にする親族で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合控除されます。

⇒控除額：以下の表のとおり（㉔）

年 齢	区 分	控除額
15歳以下	年少扶養親族	0円 ^{注1}
16～18歳	一般扶養親族	33万円
19～22歳	特定扶養親族	45万円
23～69歳	一般扶養親族	33万円
70歳以上	老人扶養親族	38万円
	同居老親等扶養親族	45万円

注1 市県民税の非課税等の判断の算定基準に使用します。

○特定親族特別控除

扶養親族となるためには合計所得金額が58万円以下であることが要件となりますが、合計所得金額が58万円を超え、123万円以下の年齢19歳以上23歳未満の親族等（納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除く）を有する場合には、特定親族特別控除が適用されます。

⇒控除額：以下の表のとおり（㉕）

親族等の合計所得金額	控 除 額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

○基礎控除

⇒控除額：右表のとおり（㉖）

合計所得金額	控 除 額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

○雑損控除

災害や盗難、横領にあった場合に控除の対象となります。

①差引損失額－総所得金額等×10％
②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

⇒控除額は上記①②いずれか大きい方の金額（㉗）

○医療費控除

令和7年中に支払った医療費が一定の金額以上あった場合に控除されます。

⇒控除額：（支払った医療費－保険等で補填された金額）－（総所得金額等 ×5％もしくは10万円のいずれか少ない方）（㉘）

※セルフメディケーション税制（最高88,000円）

あなたが健康保持・予防のために一定の取組を行い、特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合に控除されます。

⇒控除額：（支払った医療費－保険等で補填された金額）－12,000円

※医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用になります。

市県民税の非課税範囲

障害者・未成年・寡婦・ひとり親の人	⇒	前年の合計所得金額が135万円以下
均等割が課税されない人	⇒	※同一生計配偶者、及び扶養親族がいない場合 ⇒前年の合計所得金額が 38万円以下 ※同一生計配偶者、又は扶養親族がいる場合 ⇒28万円×（同一生計配偶者＋扶養人数＋1） ＋26万8千円以下
所得割が課税されない人	⇒	※同一生計配偶者、及び扶養親族がいない場合 ⇒前年の総所得金額等が 45万円以下 ※同一生計配偶者、又は扶養親族がいる場合 ⇒35万円×（同一生計配偶者＋扶養人数＋1） ＋42万円以下